

## 議案第193号

### 指定管理者の指定について

さいたま市馬宮コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

平成22年11月24日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

#### 1 指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市西区大字西遊馬533番地1	さいたま市馬宮コミュニティセンター
さいたま市西区三橋6丁目642番地4	さいたま市西部文化センター
さいたま市大宮区高鼻町2丁目292番地1	さいたま市高鼻コミュニティセンター
さいたま市大宮区堀の内町1丁目577番地3	さいたま市大宮工房館

#### 2 指定管理者に指定する団体

- (1) 所在地 さいたま市南区根岸1丁目7番1号
- (2) 名称 財団法人さいたま市文化振興事業団
- (3) 代表者 理事長 青木 康高

#### 3 指定する期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで